

## ウチヤマセンニュウ

- 1 種名  
和名 ウチヤマセンニュウ（鳥綱スズメ目ウグイス科）  
学名 *Locustella pleskei*
- 2 概要  
日本へは、夏鳥として5月上旬～6月中旬に九州近海、紀伊半島周辺の小島、伊豆諸島に渡来する。開けた草地やヤブ、低木林に生息し、草地の地表近くで営巣する。昆虫などを餌としている。9月上旬にはすべての個体が南方へ渡去する。
- 3 指定要件  
県内における生息地面積が3平方km以下、生息地が3地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、  
イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。  
ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。  
を満たすものであること」に該当する。
- 4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）  
条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。  
(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合
- 5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）  
条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。  
(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合
- 6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）  
規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。